

## 令和2年第11回 魚津市教育委員会会議録

### 1 開催日時及び場所

令和2年12月1日（火） 場所 第一分庁舎2階会議室  
午後4時00分 開会  
午後5時40分 閉会

### 2 出席者

教育長 畠山敏一  
1番 伊東潤一郎  
2番 山浦春美  
3番 片山さゆり  
4番 松本修治

### 3 出席職員

次長兼教育総務課長	窪田昌之	学校教育課長	上田靖
生涯学習・スポーツ課長	政二弘明	地域協働課長	小林孝仁
こども課長	矢野道宝	学校給食センター所長	高吹浩司
図書館長	初道ゆかり	水族館博物館管理課長	石川勝弘
埋没林博物館長	石須秀知	総務係長	石崎薫
学校教育係長	近堂暢昭	スポーツ係長	高森哲也
生涯学習・文化係長	塩田明弘	市民交流係長	石浦満理子

### 4 傍聴人 3人

### 5 会議の要旨

午後4時 畠山教育長が開会を宣する。

#### (1) 会議録署名委員の指名について

3番 片山 さゆり委員を指名した。

#### (2) 前回会議録の承認

全員異議なく承認した。

#### (3) 議案

議案第54号 魚津市営体育施設条例施行規則の一部改正について

高森スポーツ係長から説明し、全員異議なく承認した。

議案第55号 魚津市立学校施設の開放に関する規則の廃止について

高森スポーツ係長から説明し、全員異議なく承認した。

議案第56号 魚津市公民館条例施行規則の一部改正について

小林地域協働課長から説明し、全員異議なく承認した。

議案第57号 魚津市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について

高森スポーツ係長から説明し、全員異議なく承認した。

議案第58号 魚津市旧小学校体育施設の開放に関する条例施行規則の制定について

高森スポーツ係長から説明し、全員異議なく承認した。

議案第59号 魚津市公民館主事の任命について

小林地域協働課長から説明し、全員異議なく承認した。

議案第60号 魚津市優良青年・団体表彰について

塩田生涯学習・文化係長から説明し、全員異議なく承認した。

#### (4) 報告事項

- ①魚津市営体育施設条例の一部改正について
- ②魚津市公民館条例の一部改正について
- ③魚津市立学校施設の開放に関する条例の制定について
- ④魚津市旧小学校体育施設の開放に関する条例の制定について
- ⑤魚津市体育施設の指定管理者の指定について
- ⑥令和2年度12月補正予算について
- ⑦令和2年度スポーツ係主要行事（予定）
- ⑧魚津水族博物館事業
- ⑨令和3年魚津市成人式実施内容

#### 議事

##### 【魚津市営体育施設条例施行規則の一部改正について】

伊東委員

報告事項(1)は、議決されたものですか。

政二生涯学習・スポーツ課長

本日の議会に提出したものであり、まだ議決は頂いていません。

松本委員

総合体育館の体育室を削除するというところでよろしいですか。

政二生涯学習・スポーツ課長

そうです。

##### 【魚津市立学校施設の開放に関する規則の廃止について】

伊東委員

この規則の内容がわからないので、この議案資料のみで承認するのは難しい。

政二生涯学習・スポーツ課長

資料として規則を配布いたします。

伊東委員

ほかの規則には使用申請書の様式が定められていますが、この規則に様式がないのは、なぜですか。

高森スポーツ係長

規則の10条にこの規則の実施について必要な事項は教育委員会が別に定められており、内規において様式を定めて利用の許可を行っています。

伊東委員

内規も併せて廃止ということによろしいですか。

高森スポーツ係長

廃止します。

【魚津市公民館条例施行規則の一部改正について】

山浦委員

新川学びの森天神山交流館にあった中央公民館が地域協働課に移動するということですか。

小林地域協働課長

新川学びの森天神山交流館が令和2年度末で廃止になることや、公民館が令和6年度からコミュニティーセンター化するというので、公民館長会議や理事会に諮って中央公民館の位置を変更するものです。

中央公民館は、社会教育法第22条に規定する事業を行い、地区公民館と連絡調整を図り、指導及び助言を行っています。

伊東委員

社会教育法第22条を確認したところ公民館が行うべき事業が謳ってあるだけで、中央公民館は館を設置する必要がなく各公民館を集約する公民館で職員がいないということによろしいですか。

石浦市民交流係長

新川学びの森天神山交流館に中央公民館があったときは、職員が常駐していました。

山浦委員

最初から中央公民館は新川学びの森天神山交流館にあったのでしょうか。

小林地域協働課長

かつては旧市民会館にあったと聞いています。

伊東委員

魚津市においては施設として中央公民館の建物を設置する必要がなく、社会教育法第22条の事業を行うという理解でよろしいでしょうか。

小林地域協働課長

他市町村においては中央公民館という建物があり、職員が常駐しています。

令和6年度には、公民館条例が廃止になる予定なので、中央公民館も廃止になる予定です。

教育長

次回までに、中央公民館のいきさつについて説明できるようにしておいて下さい。

【魚津市立学校施設の開放に関する条例施行規則の制定について】

山浦委員

特定の体育館で練習を行っていないスポーツ少年団の使用料についてはどうなりますか。

政二生涯学習・スポーツ課長

公立学校施設及び施設の利用に関する規則により18時までは無料で、今回提出した規則により18時以降は有料となります。減免の考え方ですが、拠点となる1か所が10割減免で、それ以外は5割減免になります。

山浦委員

スポーツ少年団は、使用料の負担について理解しておられますか。

政二生涯学習・スポーツ課長

使用料については、理解していただいております。

伊東委員

第3条に開放施設に管理員を置くとなっておりますが、管理員の費用はどのようにされますか。

政二生涯学習・スポーツ課長

現在、100人ほどの管理指導員の方がおられ、施設の有料化に向けて昨年度から相談や説明を行ってきました。現在の管理指導員が来年度からは管理員となり、施設の管理等についてボランティアで行って頂きます。

伊東委員

事故が起きた時の責任の所在はどうなりますか。

政二生涯学習・スポーツ課長

管理員は、施設使用者の危険防止や施設の管理を行うものとし、事故については市の責任となります。今後の詳細な運用については管理員と相談しながら進めていきたいと思っております。

伊東委員

働き方改革として、部活動指導が外部に委託されます。そのような場合は減免になりますか。

今後、考えていかなければならない課題になると思います。

政二生涯学習・スポーツ課長

資料②の減免資料にあるとおり、クラブチームは一部10割減免になります。

伊東委員

富山県内において部活動の外部委託を行っているところがあります。これからいろいろな施設が使われると思うので使用料についての考え方をまとめてほうが良いと思います。

政二生涯学習・スポーツ課長

中学校の部活については、中学校の体育館が拠点ですが、校外の体育館を利用する場合は、ありそドームと同様に5割減免と判断しています。また、片貝コミュニティーセンター及び桃山陸上競技場の使用料も5割減免としています。

伊東委員

東西両中学校の合同陸上のチームで行った場合は中体連の負担なのですか。誰が使用料を負担することになりますか。

政二生涯学習・スポーツ課長

部活動であれば中体連の補助がありますが、クラブ活動であれば子供から使用料を集めることになり、これからの課題になっていくと思います。

松本委員

クラブチームは、会費を集めています。

伊東委員

県においては、使用料が払えないことや親が関わらなければ部活動ができなくなるということについて課題として考えています。

#### 【魚津市旧小学校体育施設の開放に関する条例施行規則の制定について】

松本委員

旧小学校の体育館やグラウンドは、当分このままの現状でしょうか。

窪田次長

避難施設にもなっておりますので、当分このままです。

伊東委員

先ほどの規則と旧小学校の規則の違いは、開放時間であると思っています。グラウンドについての使用料はなぜないのでしょうか。

政二生涯学習・スポーツ課長

グラウンドは、いつでも使うことができることや、早月川緑地公園のグラウンドは無料となっているので有料としませんでした。また、有料化に値する施設の整備ができないという現状があります。

伊東委員

無料の施設は整備しないということになりますか。

政二生涯学習・スポーツ課長

必要な管理は行っていきます。

山浦委員

グラウンドの使用について、申請書の提出が必要でしょうか。かつて、不審者がグラウンドに現れたことがあり自由に使うのは問題があると思います。特に旧大町小学校のグラウンドの近くに幼稚園があるのでそのように思いました。

伊東委員

グラウンドだけ自由に使用ができるのはおかしいのではないのでしょうか。

窪田次長

今回は都市計画課の方針に併せることにしたため申請のみとしました。

政二生涯学習・スポーツ課長

今後の管理については、検討課題となります。必要に応じて、見直しを行っていきます。

#### 【魚津市体育施設の指定管理者の指定について】

山浦委員

6つの体育施設が指定管理者として指定されていますが、弓道場の年間延利用者数が記載されていません。利用者数は把握されていますか。

高森スポーツ係長

弓道場の利用料は無料だったので正確な利用者数を把握していないため資料には年間延利用者数を掲載していません。利用者数は、年間延べ約1,000人です。4月からは有料となります。

議事が終了したので教育長が閉会を宣した。